



自治会・ボランティア清掃の注意事項



□ 事前にごみ収集の申請をしてください

申請は環境保護課で受付けています。
事前に申請がない場合、ごみの収集ができない場合もあります。



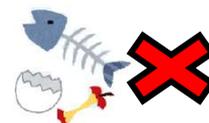
□ 申請時に指定した場所にごみを出してください

指定した場所以外にごみを出された場合、収集できません。



□ 自治会・ボランティア清掃で集めた以外のごみは収集しません

家庭ごみや事業所のごみを自治会・ボランティア清掃のごみとして絶対に出さないでください。



□ 自治会で清掃を行う場合のみ土・泥・ヘドロの収集を行いますので、 環境保護課に申請してください。

その他のボランティア清掃では、土・泥・ヘドロの収集は行いません。

□ タイヤ、テレビ、自転車、バッテリー等の不法投棄物については、収集 しないでください。

道路や河川など官地や民地への不法投棄物については、自治会・ボランティア清掃での収集はせずに、官地の場合は管理者に、民地の場合は小田原警察署に連絡してください。管理者等が不明な場合は、環境事業センターへご相談ください。



【事務担当】

環境保護課 衛生・美化係 電話 33-1489

環境事業センター 管理係 電話 34-7325